

《訂正のお願い》

行政書士 最強の模試2012

以下の誤りが判明いたしました。ご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に、下記のように修正していただきますようお願い申し上げます。

頁	訂正箇所	誤	正
250	問題21 解説 肢1	普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる（ <u>地方自治法96条2項</u> ）。	普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるが、 <u>法定受託事務に関するものは除かれる（改正前地方自治法96条2項）</u> 。もともと、 <u>法定受託事務に関しては、地方自治法96条1項15号により、法律またはこれに基づく政令（これらに基づく委任条例を含む）に根拠を有する場合に限って議決事項になると解される。したがって、法定受託事務に関する条例による議決事項の追加は、法令にその旨が認められている（法令上の明示の委任がある）場合に限られる。</u> ※本肢は、本試験の法令基準日（平成24年4月1日）における法令である改正前の96条2項を前提とした問題となっております。
参考条文			
改正前96条2項（本試験基準日の法令）		第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 一～十四 （略） 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。	
現行96条2項（平成24年5月1日から施行）		2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。	
改正前96条2項では、条例によって議決事件として定めることができるものから法定受託事務が除外されていましたが、改正により原則としてその対象となりました。ただし、改正後も法定受託事務のうち、「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるもの」は除外されています。			

<p>問題21 解説 肢3</p>	<p>法定受託事務については、大臣および、市町村長その他の執行機関の担任する法定受託事務については原則として都道府県知事が、その事務処理基準を定めることができるものと規定されている（地方自治法245条の9第1項、2項）。</p>	<p>法定受託事務については、大臣が、その事務処理基準を定めることができるものと規定されている（地方自治法245条の9第1項、3項）。また、市町村長その他の執行機関の担任する法定受託事務については、原則として都道府県知事が、その事務処理基準を定めることができるものと規定されている（同条2項1号）。</p>
---------------------------	--	---

* 下線部分が訂正箇所です。

 **東京法経学院**